

声明文

組合活動に対する信じがたい刑事弾圧を見過ごすことはできない

—関西生コン事件についての労働法学会有志声明

昨年から今年にかけて大阪・滋賀・京都等の関西地区で、労働組合の委員長を筆頭に、副委員長、書記長、一般組合員などが相次いで逮捕、起訴される事件が発生しています。本年12月9日現在で、組合員の逮捕者数は延べ81名、起訴者数は延べ69名にのぼっています。委員長は6度、副委員長は8度逮捕され、両者とも勾留期間は1年3ヶ月(460日)を超えています。一般メディアではほとんど報じられていませんが、本件は、連帯労組(全日本建設運輸連帯労働組合)の関生支部(関西地区生コン支部)の組合活動をめぐる事件であり、労働組合運動を理由とする刑事事件としては、戦後最大規模といえます。

本件で威力業務妨害と恐喝未遂の公訴事実とされているのは、1年以上前の日常的な組合活動です。運転手等の組合員が建設現場で法令の遵守を求める「コンプライアンス活動」も、産業別労働組合や職業別労働組合に見られる一般的な組合活動です。連帯労組は、労働組合法上の労働組合として認められている適格組合ですから、何よりも労働組合の組合活動の正当性の有無の観点から、関生支部の組合活動を判断して対応すべきものです。

*

現在の警察や検察は、組合活動としての正当性の有無を具体的に検証することなく、連帯労組の活動を「軽微な違反に因縁をつける」反社会的集団による妨害行為と捉えて対応しているとしか思えません。県によっては、「組織犯罪対策課」が捜査主体となり、一部の裁判所が傍聴人席に遮蔽板まで設置するあり様です。労働者の労働条件の改善を求める行為や、法令無視による不公正な競争を防止しようとする組合活動が、当該組合活動の正当性を判断されることもなく、違法行為とされ刑事処罰されるならば、憲法28条の労働基本権保障も、労働組合法による組合活動保障も絵にかいた餅になってしまいます。

また、公訴理由では組合役員や組合員の共謀が強調され、当該組合活動に参加していない者も逮捕、起訴されています。19世紀初頭、コンスピラシー(共謀)を理由に、労働組合運動を弾圧した労働基本権成立史の一コマをみるようでもあります。組織犯罪対策課が捜査主体となって、共謀立証を理由に長期にわたり身柄を拘束するという手法からみると、先に成立した共謀罪法(組織犯罪処罰法)が直接間接に影響を与えているのではないかと危惧しています。

*

私たちは、労働法を研究する者として、今回の事件において、警察・検察当局の憲法を無視した恣意的な法執行に強く抗議するとともに、戦後積み上げられてきた組合活動保障を意図的に無視するものとして重大な懸念を表明するものです。警察官や検察官には、憲法遵守義務を負っている公務員として、憲法28条の団結権・団体行動権の保障、その確認としての労組法1条2項の組合活動の刑事免責を踏まえて、適正な法執行に努めることを強く求めるとともに、裁判官には、労組法上の適格組合に対して、「反社会的集団」との予断をもつことなく、組合活動の正当性の有無を真摯に判断することを求めます。

政治・行政プラス

京都の政治・行政 もっと詳しく

関西生コン労組役員ら逮捕

「正当な活動を処罰」

労働法研究者ら抗議声明

京都府警や滋賀県警などが、生コンミキサー車の運転手らが加入する全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部(関生支部)の役員や組合員を威力業務妨害や恐喝未遂、強要など



関生支部を巡る一連の事件について記者会見する立命館大の吉田美喜(左)と菅教授(右)ら2人(10日、東京都内)

の疑いで逮捕している一連の事件について、労働法を専門にする研究者78人が9日、「憲法と労働組合法で保障された正当な労働活動を犯罪として処罰している」として抗議する声明を出した。立命館大の吉田美喜(左)と菅教授(右)ら2人(10日、東京都内)

人権の一角ないがしろ

解説

団体交渉で労働条件の改善を求めることやストライキが企業利益に反しても犯罪にならないのは、正当な労働活動の免責が労働組合法に明記されているから

刑法には「正当業務行為は罰しない」とする条項があり、労働法では労働者の団結促進の活動は適用対象となるとされている。労働法が専門の吉田美喜

順守を求める一般的な労働活動と指摘。日雇い労働者を正社員にするよう働きかけるなどの組合要求を、警察や検察が「軽微な違反に因縁を付ける妨害行為と捉えている」とし、「裁判官は、労働法上の組合活動の正当性を真摯に判断すべき」としている。同日会見した吉田氏や毛塚氏は「子どもの保育園に提出する就労証明を経営者に出してほしいと求めたことが強要容疑にされるなど、労働者の日常活動が処罰されている。労働基本権

には、こうした歴史的経緯がある。

いくつかの事件の起訴理由では、現場にいなかった組合役員の共謀が強調されている。共謀を立証するための長期拘留も続いているが、研究者らはこの点について「共謀罪適用の先取りではないか」と懸念を示している。

研究者は「全員が関生支部の支持者ではない」とする。一方で「人権の一角である労働基本権がないがしろにされている」とは看過できない」と強調する。

を無視した。過去にない異常事態で労働法研究者として見過ごせない」と指摘した。関生支部は企業の枠を超えて加入する産業別労働組

合。滋賀県内の倉庫建設工事を巡り、関生支部が商社支店長に対し、支部と協定を結んでいる生コン業者から生コンの供給を受けるよう求めたことを強要未遂と

して、滋賀県警が2018年7月に委員長(77)らを逮捕して以来、これまでに延べ81人が逮捕、延べ69人が起訴されている。(日比野敏陽)

本音のコラム



新入社員が自殺、教育主任が自殺教唆の疑いで書類送検。三菱電機の話だが、同社はこれまで何人かの自殺者を出している。それでもなお職場の状況は変わっていない。労働者のいのちを守るはずの労組は、いったいなにをしているのか。全雇用者のおよそ四割が非正規。恵まれている大企業社員もいつ非正規に転落するか、安閑とできない過酷な会社第一主義。労組は骨抜きにされ、筋を通す労組は徹底的に弾圧されている。

暗黒の職場

九日、労働法学会有志七十八名が「組合活動に対する信じがたい刑事弾圧を見直し」として声明を発表し

た。当欄でも紹介した、全日本建設運輸連帯労働組の関西地区生コン支部への、警察の大弾圧は委員長が六回、副委員長が八回も連続逮捕のタライ回し。それぞれ拘留四百六十日間となっている。戦前の治安維持法下ならいざ知らず憲法二八条と労働組合法によって法的に認められている労働活動を、威力業務妨害と恐喝未遂の疑いで逮捕、拘留する警察権の乱用は民主主義破壊といえる。労働運動と労働者の人権抑圧は、市民運動に影響する。大阪、京都、滋賀などで組織犯罪対策課が中心に「共謀立証」するための起訴者は延べ六十九人。関西を舞台としている事件なので、本紙以外の報道は少ない。これを見直し、警察国家を招くことにならう。(ルボライター)